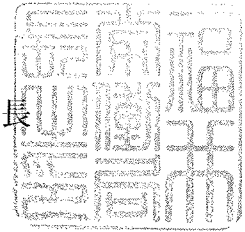


福井労発基 0822 第5号
平成 30 年 8 月 22 日

各登録教習機関の代表者 殿

福井労働局長



フォークリフト運転技能講習規程等の一部を改正する告示について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 61 条第 1 項において、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 20 条第 11 号から第 15 号までに掲げるフォークリフト、車両系建設機械、ショベルローダー、不整地運搬車、高所作業車（以下「フォークリフト等」という。）の運転等の業務については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならないこととされています。

当該技能講習の実施方法等の詳細については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 79 条から第 83 条までにおいて定められており、さらにこれらの条文に基づき、技能講習の実施について必要な事項をフォークリフト運転技能講習規程（昭和 47 年労働省告示第 111 号）等で定めているところ、今般、平成 30 年 8 月 13 日付けでフォークリフト運転技能講習規程等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 303 号。以下「改正告示」という。）が告示されました。

ついては、改正告示の趣旨及び概要については、別添のとおりであるので、技能講習を実施するにあたって、適切な運用をお願いいたします。

